

## 【民 法】

問一 金融業者Aは、平成20年3月1日、Bから200万円の融資を依頼された。その際、Aは、Bに対する融資に応じる条件として、①Aが過去にBに貸し付けて未回収となっていた貸金債権400万円に、今回依頼された新規の融資分200万円を加えた600万円について、改めてBが借用証書を書き換えること、②Bの妻Cの実父であるDが、その借用金額600万円につき、その連帯保証人として署名捺印することを求めた。そこで、Bは、Cに対し、短期間に自己の責任で債務全額の処理をすることを誓い、借用証書に連帯保証人としてDの名による署名捺印を依頼した。

Cは、翌日、Dから代理権を授与されていなかったにもかかわらず、Dの了解も得ずにBの依頼に応じ、貸金額600万円、借主B、弁済期平成20年6月25日、公正証書を作成すべきことなどを内容とする借用証書に、Aの面前で連帯保証人としてDの名を記載し、預かっていたDの実印を押印し、Aとの間でDが上記貸金債務について連帯保証する旨の契約（以下「本件連帯保証契約」という）を締結した。なお、CがDの実印を所持していたのは、DがCに実印の保管を委託していたという事情があったことが判明している。また、Aは、CがDの子であることを知っていた。

Dは、平成20年7月20日に死亡し、同人の妻E及びCが、Dの権利義務を各二分の一の割合で相続により承継した。

金融業者Aは、平成20年6月20日、Bが破産手続開始の申し立てをしたため、本件連帯保証契約に基づく債権回収を検討している。以下の問い合わせに答えなさい。

- (1) Aは、本件連帯保証契約につき、Dに対して表見代理に基づく責任の追及ができるか（Dは死亡したため、CおよびEに対し、各300万円の責任追及ができるか）について検討しなさい。
- (2) Aは、無権代理における本人Dの地位をCが相続したことから、Cから300万円回収したいと考えている。Dが、生前に、本件連帯保証契約について無権代理の追認も追認拒絶もしていなかった場合を前提として解答しなさい。なお、AがCに対し、無権代理人としての責任（600万円の履行責任・損害賠償責任）を追及できるか否かについては検討しなくてよい。

問二 A銀行はBに対して2000万円の貸金債権を有し、Cはこの貸金債務につ

いて連帶保証した。Cについては時効との関係でどのような法規制がなされるかにつき、以下の問い合わせに答えなさい。なお、(1) および (2) は、相互に独立した問題である。

- (1) A銀行が、上記 2000 万円の貸金債権の消滅時効完成後に、Bに対して支払いを求めたところ、Bが「200 万円は今支払うが、残金 1800 万円については 1 ヶ月ほど支払いを待って欲しい」と述べ、AはBの申し出を了承して 200 万円を受領した。ところが、1 ヶ月たってもBが残金の返済をしなかつたため、A銀行は、Cに対して残金 1800 万円の支払いを求めてきた場合、Cは、BがA銀行に対して負担する貸金債務の消滅時効を援用して、その支払いを拒むことができるか。その際、Bが、貸金債権の消滅時効の完成を知った上で上記申し出をした場合と、消滅時効の完成を知らずに上記申し出をした場合とで、結論に差異があるかにも留意して解答しなさい。
- (2) Cは、保証債務の時効が完成する前に保証債務について債務承認し、その後、BがA銀行に対して負う貸金債務の消滅時効が完成した。A銀行がCに対して 2000 万円の保証債務の履行を求めてきた場合、Cは、BがA銀行に対して負担する貸金債務の消滅時効を援用してその支払いを拒むことができるか。

以上